

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ) 外4名

被告 国

## 証拠説明書24(甲A号証)

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

2022(令和4)年11月30日

原告ら訴訟代理人 弁護士 石井 謙一

同 弁護士 森 あい

ほか22名

号証 (甲 A)	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
554	報告書	写し	2022年11月2日	結婚の自由を すべての人に 訴訟全国弁護 団連絡会 共同代表(九 州訴訟)石田 光史、同(北 海道訴訟)須 田布美子	原告ら代理人らが全国の同種訴訟代理人らとともに、同性愛者、トランスジェンダーその他の性的少数者の当事者に向けて全国的なアンケートを行ったところ、短期間で多くの回答が寄せられ、婚姻制度から排除されていることによる甚大な不利益の実態(経済的不利益、子育ての上での不利益、病院での不利益、在留資格における不利益等の生活上の具体的な不利益を裏づける事実及び同性愛者等を異性愛者と差異化した上で劣った存在とするスティグマにより自分らしく生きることを阻害されているという個人の尊厳への侵害を裏づける事実)が改めて浮き彫りになったこと。
555	自殺総合対策大綱 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001000844.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001000844.pdf</a>	写し	2022年10月14日	厚生労働省	2012年(平成24年)、2017年(平成29年)に引き続き、「性的マイノリティ」に触れる記載があり、同大綱では、性的マイノリティが社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることがあることが明記され、性的マイノリティに対する支援の充実が求められていること。
556	アンケート調査「LGBTQ子ども・若者調査2022」速報 <a href="https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000031.000047512.html">https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000031.000047512.html</a>	写し	2022年11月2日	認定NPO法人Rebit	日本財団の『日本財団第4回自殺意識調査(2021)』と比較し、10代LGBTQの自殺念慮は3.8倍高く、自殺未遂経験は4.1倍高い状況にあること。また、LGBTQユースの91.6%が、保護者にセクシュアリティに関して安心して話せない状況にあり、89.1%が保護者との関係で困難を経験したと回答しており、「保護者に相談できないだけでなく、保護者との関係性自体が、困難や悩みにつながっている」と評価されていること。